

平成 30 年 7 月 25 日
港湾局 海岸・防災課

呉市からの支援要請により国が呉港の漂流物の回収等を実施 ～全国で初めて港湾法第五十五条の三の三の規定を適用～

呉港においては、平成30年7月16日より、呉港の港湾管理者である呉市からの要請を受け、国が呉港の港湾施設の一部を管理し、漂流物の回収等を実施しております。この度、国が管理する施設を追加しますので、お知らせさせていただきます。

1. 国が管理する期間
別表の通り
2. 港湾の名称
呉港
3. 港湾管理者の名称
広島県呉市
4. 管理の内容
別表の通り

【別表】 追加は下線部分

種類	名称	所在地	管理の内容	管理する期間
水域施設 (航路)	呉港内航路(西)	広島県呉市	航路における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 25 日～ 平成 30 年 9 月 24 日
水域施設 (航路)	呉港内航路(東)	広島県呉市	航路における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 25 日～ 平成 30 年 9 月 24 日
水域施設 (泊地)	阿賀地区泊地(－7.5m)	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
水域施設 (泊地)	広地区泊地(－4.5m)	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
水域施設 (泊地)	広地区泊地(－5.5m)	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
水域施設 (泊地)	宝町地区泊地(－4.5m)	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
水域施設 (泊地)	川原石南地区泊地(－ 4.5m)(東側)	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 25 日～ 平成 30 年 9 月 24 日
水域施設 (泊地)	川原石南地区泊地(－ 5.5)(東側)	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件 の除去	平成 30 年 7 月 25 日～ 平成 30 年 9 月 24 日
係留施設 (岸壁)	広ふ頭第2岸壁	広島県呉市	岸壁の利用に関する調整	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
係留施設 (岸壁)	川原石南ふ頭岸壁② (西側)	広島県呉市	岸壁の利用に関する調整	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
係留施設 (岸壁)	川原石南ふ頭岸壁③ (西側)	広島県呉市	岸壁の利用に関する調整	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
係留施設 (物揚場)	川原石第一物揚場	広島県呉市	物揚場の利用に関する調整	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日
係留施設 (物揚場)	川原石第二物揚場	広島県呉市	物揚場の利用に関する調整	平成 30 年 7 月 16 日～ 平成 30 年 8 月 15 日

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 谷上(46752)、太田(46764)
電話：03-5253-8111(代)、03-5253-8689(直通) FAX：03-5253-1654